



岩田合同法律事務所
弁護士 [別府 文弥](#)
弁護士 [金木 伸行](#)

Makarim Taira S. 法律事務所
弁護士 [Pudiahwai Willy Wibowo](#)

第1 はじめに

インドネシアは、約2億8000万人という人口規模を誇り、ASEAN最大の市場規模を有する国であり、今後も人口及び経済規模が拡大していく魅力的な市場となっております。もっとも、以前のニュースレター「[インドネシア 現地法人との契約締結における留意点](#)」(2025年8月号)で解説した、言語法のような独特の法令等も存在し、投資や事業進出されるに当たっては、適用される現地法令等にご留意いただく必要がございます。

本解説では、インドネシア法人の設立・出資において適用される法令の概要、出資時の法務デューデリジェンス及びクロージングにおける留意点について解説いたします。

第2 子会社の設立・現地法人への出資に関連する法令について

1 インドネシアの組織形態

インドネシア法では、有限責任会社(Perseroan Terbatas、以下「PT」)、Commanditaire Vennootschap (CV)、Firm (Firma) 及び Private Partnership (Persekutuan Perdata) といったパートナーシップ型の組織形態、協同組合(koperasi)、財団(yayasan)といった組織形態があ

り、これに加えて、駐在員事務所 (kantor perwakilan) があります。出資者の有限責任性等から、PT が日本の会社法上の株式会社に最も近い組織形態として理解されています。

インドネシア投資法では、外国事業者がインドネシアで営利事業を行うための主な進出形態として、有限責任会社である外国投資会社 (Penanaman Modal Asing、以下「PT PMA」) が想定されています。外国事業者は、新たに PT PMA を設立するか、又は既存のインドネシアの PT 株式を取得することによりインドネシア市場に参入することが一般的です。

2 外国法人によるインドネシア法人設立及び出資に関する規制

(1) 事業開始に必要な手続

外国法人又は外国人がインドネシアにおいて子会社を設立する場合又はインドネシア法人に出資する場合には、インドネシア投資法の適用を受けます。

インドネシア投資法では、外国法人がインドネシアにおいて事業を行うことが可能な分野について、ポジティブリスト方式が採用されており、アルコール産業や防衛産業といった一部の例外を除き、出資比率等の制約はあり得るものの、原則として外国法人がインドネシアにおいて事業を行うことが可能です。

事業に当たり必要となる許可及び手続については、実施する事業の種類及びリスクに応じて以下のとおり異なり、提出する事業計画書に基づき判断されます。なお、事業許可の申請は、インドネシア法務省の OSS (Online Single Submission) システムにより行われます。

事業活動のリスクの程度	必要となる許可・手続
低リスク	事業識別番号 (NIB)
低～中リスク	NIB 及び検証なしの標準証明 (Sertifikat Standar)
中～高リスク	NIB 及び検証済みの標準証明 (Sertifikat Standar)
高リスク	NIB 及び事業ライセンス (Izin)

(2) 最低払込資本金及び最低投資額

インドネシア投資法では、25 億インドネシアルピア (約 2500 万円) の最低払込資本金を支払うことが義務付けられています。なお、従前、最低払込資本金額は 100 億インドネシアルピア (約 1 億円) と定められていましたが、近時のインドネシア投資法の改正により引き下げられました。

PT PMA は、特定の事業分野に関する例外的な場合を除き、各プロジェクトの所在地及び 5 桁の KBLI (インドネシア標準産業分類) 番号ごとに、100 億インドネシアルピア以上の投資を行うことが義務付けられています。なお、原則として、最低投資額を算定する場合、土地及び建物への投資は除かれます。ただし、不動産業、ホテル・宿泊業、農業・プランテーション、水産養殖業といった事業分野においては、土地及び建物への投資も最低投資額の金額

に算定されます。

3 インドネシア会社法上の PT の機関等について

(1) 法定の機関

PT においては、株主総会、取締役会及び監査役会の 3 つの機関を設置することが義務付けられています。日本の会社法と異なり、取締役会及び監査役会が法定の機関とされている点にご留意ください。

インドネシア会社法又は定款上、株主総会は、最高の意思決定機関としての権限を有します。取締役会は、PT の経営及び管理を行い、PT を代表して裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有します。監査役会は、PT の経営を監督し、その日常的な経営について取締役会に対し助言を行います。取締役会及び監査役会の構成員は、株主総会の決議により選任されます。

(2) 株主、取締役及び監査役の最低人数要件

インドネシア会社法上、PT は 2 名以上の株主によって設立される必要があります。

PT 設立後、株主が 1 名となり、その状況が 6 か月以内に是正されない場合、当該残存株主は、当該期間経過後、個人として PT の事業について生じた一切の債務又は損害に関する責任を負うこととなります。また利害関係人の申し立てにより、地方裁判所は当該 PT を解散されることができるとされています。この点、いわゆる一人会社が認められている日本の会社法とは異なりますので、ご留意ください。

次に、取締役会及び監査役会は、いずれも 1 名以上の取締役及び監査役で構成することが可能とされています。実務上、株主 2 名以上、取締役 1 名、監査役 1 名という機関構成で PT を設立する場合も多く見られます。一方、PT の事業内容によっては、当該事業関連法令等に基づき、異なる最低人数が規定されている場合がありますのでご留意ください。

(3) 外国人による取締役の就任の可否等

インドネシア会社法上、外国人が PT PMA の代表取締役を含む取締役や監査役に就任することは原則として可能です。なお、取締役又は監査役の欠格事由として、過去 5 年間に破産等の法的整理を受けていること、国家財政又は金融関連で特定の刑事上の確定判決を受けていること等が規定されており、就任候補者が欠格事由に該当しないことを確認する必要があります。

また、取締役及び監査役に関する制限ではないものの、外国人は、人事に関する業務を所管する特定の管理職に従事することが禁止されています。

以上を踏まえ、実務上は、取締役を複数名選任し、そのうち 1 名をインドネシア人、その他を外国人としたうえ、当該インドネシア人取締役の所掌業務を税務及び人事関連業務とすることが一般的となっています。

第3 PT PMA への出資検討時の留意点

1 法務デューデリジェンス

外国企業が PT PMA への出資等を検討するに当たり、法務デューデリジェンスを実施することが一般的です。実務上、法務デューデリジェンスで出資の中止に至るような重大な指摘事項（レッドフラッグ）が検出されることは多くはないものの、例えば、以下のような事項が検出される場合があります。これらの事項は、出資のスケジュールに影響を及ぼす可能性があるため、弁護士、会計士、ファイナンシャルアドバイザー等の専門家と協議のうえ、対応策を検討し、場合によっては、出資に先行して対象会社に是正させる必要があります。

- ① 株主名簿管理の不備
- ② 取締役の任期満了
- ③ 年次株主総会の不開催
- ④ 過去の株式譲渡書類の不備
- ⑤ 出資証明書の不存在
- ⑥ 不合理な定款の規定

このうち、①株主名簿について、インドネシア会社法上、取締役が株主名簿を管理し、株主の変更を記録し、株式保有証明書を発行する義務を負います。また、日本と同様に、株主名簿への登録が株主の権利義務の帰属に係る法的効果を生じさせるため、株式譲渡が行われた場合でも、譲受人は、株主名簿の書換後でなければ、定時株主総会への出席、議決権の行使、配当金の受領といった株主の権利を行使することはできません。

2 クロージング

PT に対する出資取引において、株式譲渡契約書等の契約書の締結はクロージング手続の一部にすぎず、当該取引を完了させるためには、インドネシア会社法に規定される全ての手続を完了する必要があります。具体的には、以下の手続を完了する必要があります。

- ① 法人登記簿の変更
- ② 株主名簿の書換
- ③ 株式所有証明書の発行
- ④ 公告
- ⑤ 法務省オンラインシステム（OSS）及び省庁への届出

インドネシア会社法上、取締役会又は監査役会の構成員が変更された場合、株主総会決議の日から起算して 30 日以内に公証人による公証及び公正証書の作成を受け、当該公正証書の作成日から 30 日以内に法務大臣に対し通知する必要があります。また、株式譲渡に伴う株主名簿の書換についても、同様の手続により法務大臣に通知するものとされています。

第4 終わりに

以上、インドネシアへの子会社設立又は現地法人への出資に関連する法令の概要、法務デューデリジェンス及びクロージングにおける留意点について解説いたしました。

インドネシアは、ASEAN 最大の市場規模を有し、今後も成長が期待される魅力的な投資先である一方、日本とは異なる独自の法制度・手続が存在することから、進出に際しては現地の法令・実務に精通した専門家と緊密に連携しながら対応を進めることが重要です。

特に、法務デューデリジェンスにおいて検出された指摘事項への対応や、クロージング後の各種法的手続の適時実行は、取引の円滑な完結のみならず、事後的なリスクの回避という観点からも欠かせないプロセスです。本解説が、インドネシアへの投資・進出を検討される企業のご担当者にとって少しでもお役に立てれば幸いです。

インドネシア法務に関するご不明な点やご相談がございましたら、岩田合同法律事務所まで、お気軽にお問い合わせいただけますと幸いです。

【執筆者：岩田合同法律事務所】



[別府文弥](#)（弁護士）
E-mail:fbepu@iwatagodo.com

2010年東京大学法科大学院修了、2017年 University of California, Berkeley School of Law (LL.M.)修了。2011年弁護士登録、2018年カリフォルニア州弁護士登録。

Drew & Napier LLC, シンガポールオフィス駐在。

米国・東南アジアを始めとするクロスボーダー及び日本国内のM&A取引、紛争解決、その他企業法務全般（国内・国際商取引、業規制、労働法関係）に関する法的助言を行う。



[金木伸行](#)（弁護士）
E-mail:nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com

2017年早稲田大学大学院法務研究科修了。2018年弁護士登録。

2025年7月～ インドネシア Makarim & Taira S.法律事務所駐在。

日・インドネシア間の取引をはじめとするクロスボーダー取引金融法務に関する案件を主として取り扱っているほか、不動産、労務分野に関する案件を多く担当する。

【執筆者：Makarim & Taira S 法律事務所（インドネシア）】



[Pudiahwai Willy Wibowo](#)（インドネシア法弁護士）
E-mail:Willy.wibowo@makarim.com

2010年 Universitas Indonesia, Depok, Indonesia 卒業。

2012年～ インドネシア Makarim & Taira S.法律事務所所属。

2026年3月～4月 岩田合同法律事務所出向。

東南アジアをはじめとするクロスボーダー取引、インドネシア国内M&A、インドネシアの発電所建設プロジェクトをはじめとするプロジェクト・エネルギー分野その他企業法務全般に関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。